

児童手当の申請を お忘れなく



児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

児童手当のしくみ

支給の対象

児童手当は、小学校第3学年修了前までの児童を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月分まで）については前々年（）の所得が一定額以上の場合は支給されません。

申請の方法

児童手当を受ける対象となつた方は、申請手続きをしてください。

申請に必要なもの

児童手当の支給
児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

児童手当の額
(月額)

児童手当の支給

1月1日に光町に住所が

受給資格の

児童手当の年度は、6月に切り替わります。

問合せ

保健福祉課介護
☎ ⑧4 1158

現況届	消滅届	請求書 額改定認定
現況届	消滅届	請求書 額改定届
・事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出 (5月分まで受給しており、受給事由が消滅していない方)	※届け出がないと、6月以降の手当が支給されなくなります	・特例給付の方が退職したとき ・児童と生計を一にしなくなつたり児童を監護しなくなつたとき ・受給対象児童の数が減つたとき ・出生等により支給対象児童が増えたとき
・事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出 (5月分まで受給しており、受給事由が消滅していない方)	※届け出がないと、6月以降の手当が支給されなくなります	・特例給付の方が退職したとき ・児童と生計を一にしなくなつたり児童を監護しなくなつたとき ・受給対象児童の数が減つたとき ・出生等により支給対象児童が増えたとき